

京都芸術大学大学院芸術研究科 論文博士の学位授与に関する規程

(学位授与の要件等)

第1条 本大学院芸術研究科は、本大学院芸術研究科博士課程を修了しない者で、本大学院に博士論文の審査を申請してこれに合格し、かつ本大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者に学位を授与することができるものとし、授与する学位は、本大学院学位規程第2条に定めるところに準ずるものとする。

(出願期間及び提出物)

第2条 前条により博士の学位を取得しようとする者は、当該年度の定められた日までに次の各号に掲げる書類を、芸術研究科芸術専攻長（以下「専攻長」という。）を経て、研究科長に提出するものとする。ただし、第2号から第5号までについては、写しを可とする。

- (1) 学位論文審査願（目録を含む） 1部
- (2) 学位申請論文 5部
- (3) 学位申請論文要旨 5部
- (4) 履歴書・業績書 5部
- (5) 参考となる他の論文等 5部

2 前項の出願に先立ち、博士の学位を取得しようとする者は、次の各号に掲げる書類を定められた日までに専攻長に提出し、予備審査を受けるものとする。ただし、次に掲げる第2号及び第3号写しを可とする。

- (1) 学位論文予備審査願（目録を含む） 1部
- (2) 学位申請論文草稿 4部
- (3) 学位申請論文草稿の要旨 4部
- (4) 履歴書・業績書 4部
- (5) その他の参考資料等 4部
- (6) 卒業証明書又は修了証明書 1部

2 予備審査は、専攻長と当該申請論文の領域担当教員との合議により、大学院担当教員若しくは外部有識者から3名を選出し、定められた日までに第2条第1項の申請について、研究科長へ可否を報告するものとする。

(提出論文の書式等)

第3条 第2条第1項第1号、第3号及び第4号、並びに第2項第1号、第3号及び第5号は、別紙指定様式とする。ただし、提出論文については、次に掲げる書式、体裁とする。

- (1) 文字数は120,000字以上140,000字以内（ただし、目次、図版、挿図、注釈及び表などは含まない。）とする。
- (2) 書式形態は、A4縦判横書（段組なし、40字×25行、1ページあたり1,000字）もしくはA4縦判縦書（2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかに準ずる。
- (3) 表紙は、別に定める書式に準ずる。

(審査員の選出)

第4条 第2条第1項各号による提出があった場合、専攻長は、博士論文審査等委員推薦書を研

究科長に提出し、審査・試験を行う主査1名、副査2名以上（学外者を1名を含む）を決するものとする。

2 前項で選出された主査、副査は、学内規程に準じて審査報酬を受けることができる。

（審査及び試験）

第5条 主査は、審査の日程や細目について、副査と合議し決定するものとする。

2 学位論文審査は、主査、副査が選出された日より100日以内に終了しなければならない。

3 学位論文の審査終了後、14日以内に当該論文に係る専門分野及びその関連分野に関する学識について口頭又は筆記による試験を行うものとする。

4 前項の実施に先立ち、論文公開発表会を行うものとする。

5 主査は、学位論文審査及び試験の結果につき、副査より「学位（博士）審査結果概要」の提出を受け、合議により可否を決する。ただし、審査及び試験における最終判定責任は、主査に帰すものとする。

6 主査は、前項の可否について、専攻長に「学位（博士）審査報告書」をもって通知するものとし、専攻長は、その通知に基づき、研究科委員会開催を研究科長に求めるものとする。

（学位授与の議決）

第6条 前条第6項の通知により、研究科委員会は、学位授与の可否について審議し議決するものとする。ただし、衆議一致せぬ場合は可否いずれも2/3以上の得票をもって決する。

2 前項の内容は、議決後7日以内に出願者に通知するものとする。

（細目等の専任委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、専攻において細目、申し合わせ等を別に定めることができる。

（正本の提出）

第8条 審査及び試験に合格した者は、論文正本1部、写し2部を定められた日までに研究科長へ提出しなければならない。ただし、提出のない場合は、学位の授与を行わない場合がある。

2 提出論文の書式については、別に定める。

（審査料）

第9条 この規程に定める審査を受けようとする者は、次の該当する各号において審査料を納入しなければならない。ただし、申請手数料は、予備審査願提出の段階において35,000円を納入するものとする。

(1) 予備審査 審査料：150,000円（予備審査開始時）

(2) 学位審査 審査料：300,000円（学位審査願提出時）

2 審査を受けようとする者が、本法人専任教職員である場合は、第1項各号の半額とする。

3 納入に関する手続き及び方法は、別に定める。

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

附 則（2026年3月25日 研究科委員会承認）

1 この規程は、2026年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、「論文博士の学位授与に関わる内規」は廃止する。